



宮崎県公報

平成20年7月9日(水曜日)号外第37号

発行 宮崎県

印刷 宮崎市旭1丁目6番25号
小柳印刷株式会社発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 36,000円

目次

公 告

- 宮崎県林業技術センター(研修寮、森の科学館、体験の森、森林植物園及び親水広場に限り、)の指定管理者の指定の申請の手続の公表……(環境森林課) 1

- 宮崎県川南遊学の森の指定管理者の指定の申請の手続の公表……(自然環境課) 2
- 宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森及び宮崎県諸県県有林共に学ぶ森の指定管理者の指定の申請の手続の公表……(森林整備課) 3
- 宮崎県機械技術センターの指定管理者の指定の申請の手続の公表……(工業支援課) 4

公 告

公の施設に関する条例(昭和39年宮崎県条例第7号)第10条の2の規定により、宮崎県林業技術センター(研修寮、森の科学館、体験の森、森林植物園及び親水広場に限り、)の指定管理者の指定の申請の手続について次のとおり公表する。

平成20年7月9日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的

- (1) 名称 宮崎県林業技術センター(研修寮、森の科学館、体験の森、森林植物園及び親水広場に限り、以下「森とのふれあい施設」という。)
- (2) 所在地 宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区田代1561番地1
- (3) 設置目的 林業に関する知識及び技術の修得並びに森とのふれあいの場を提供するための施設

2 指定期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でない認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

3 指定管理者の業務

- (1) 施設の利用に関する業務
- (2) 施設の維持及び保全に関する業務
- (3) 森林及び林業に関する知識及び技術修得のための研修に関する業務
- (4) その他上記に付随する業務

4 指定管理者が行う管理の基準

公の施設に関する条例第10条の4及び宮崎県林業技術センター管理規則(平成4年宮崎県規則第9号)第12条に規定する管理の基準による。

5 指定管理者の指定方法

知事は、申請のあったものの中から、指定管理者候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

6 指定管理者指定の申請に必要な資格

- (1) 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は設置しようとする法人その他の団体(以下「団体」という。)であること。
- (2) 法人にあっては、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 宮崎県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る競争入札において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。

(4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。

(6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。

(7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の関係者又はその暴力団の関係者と密接な関係を有する者がいないこと。

(8) 国税及び地方税の滞納がないこと。

(9) 食品衛生法施行条例(平成12年宮崎県条例第18号)第2条の規定に基づく食品衛生責任者を配置することができること。

(10) 森林、林業等に関する主催研修及び自主研修等の実施並びに森の科学館等の利用者に対する森林、林業等に関する普及啓発を適切かつ安全に行うため、教員免許、林業普及指導員、森林インストラクター等の資格を有する者を配置することができること。

7 指定管理者候補者の選定に係る選定基準

- (1) 住民の平等な利用の確保
- (2) 公の施設の効用を最大限に発揮する事業計画
- (3) 経費の縮減
- (4) 事業計画を着実に実施するための管理運営能力
- (5) 地域への貢献等

8 指定管理者候補者の選定方法

提出された指定管理者指定申請書及び宮崎県林業技術センター(森とのふれあい施設)指定管理者募集要領(以下「募集要領」という。)で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県環境森林部指定管理者候補者選定委員会が審査を行い、指定管理者候補者を選定するものとする。

9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間

- (1) 配布場所及び請求先 宮崎県環境森林部環境森林課総務担当
宮崎県宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号 郵便番号 880-8501
電話番号0985(26)7152 又は宮崎県林業技術センター管理研修
課 宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区田代1561番地 1 郵便番号 8
83-1101 電話番号0982(66)2888
- (2) 配布期間 平成20年7月9日から平成20年9月10日まで（土
曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時
15分まで
- 10 募集説明会の開催場所及び開催日時
- (1) 開催場所 宮崎県林業技術センター研修館 宮崎県東臼杵郡
美郷町西郷区田代1561番地 1
- (2) 開催日時 平成20年7月24日 午後1時30分から午後3時30
分まで
- 11 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間
- (1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を
添付し、提出先に持参又は送付（郵便にあっては、書留郵便に
限る。）により提出すること。
- (2) 提出期間 平成20年8月11日から平成20年9月10日まで（土
曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時
15分まで
- 12 指定管理者指定申請書等の提出先及び問い合わせ先
宮崎県環境森林部環境森林課総務担当 宮崎県宮崎市橋通東 2
丁目10番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7152
- 13 その他
この募集に関する詳細は、募集要領による。

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2
の規定により、宮崎県川南遊学の森の指定管理者の指定の申請の手
続について次のとおり公表する。

平成20年7月9日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的
- (1) 名称 宮崎県川南遊学の森
- (2) 所在地 宮崎県児湯郡川南町大字川南字村上 26689番地外
- (3) 設置目的 森林に関する知識や技術を修得するとともに、森
林とのふれあいの場を提供することを目的とする。
- 2 指定期間
平成21年4月1日から平成24年3月31日までとする。ただし、
この期間において、管理を継続することが適当でない認められ
るときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。
- 3 指定管理者の業務
- (1) 施設の利用に関する業務
- (2) 施設の維持及び保全に関する業務
- (3) 児童、生徒等を対象にした森林環境教育の実施に関する業務
- (4) その他上記に付随する業務
- 4 指定管理者が行う管理の基準
公の施設に関する条例第10条の4及び宮崎県川南遊学の森管理
規則（平成20年宮崎県規則第35号）第12条に規定する管理の基準
による。
- 5 指定管理者の指定方法
知事は、申請のあったものの中から、指定管理者候補者を選定
し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。
- 6 指定管理者指定の申請に必要な資格
- (1) 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は設置しようとす

- る法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- (2) 法人にあっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 宮崎県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製
造の請負等の契約に係る競争入札において、入札参加資格停止
又は指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規
定による指定の取り消しを受けた事実がある者において、当
該処分の日から起算して2年を経過している者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手
続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の
規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者において、
当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決
定を受けていること。
- (6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は
禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員に
よる不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）
第2条第2号に規定する暴力団の関係者又はその暴力団の関係
者と密接な関係を有する者がいないこと。
- (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (9) 次の条件を満たすことができること。
- ア 森林環境教育の企画及び実行や、遊学の森の利用者に対す
る指導や助言、説明等を適切に実施するため、森林インス
トラクター、樹木医等の資格を有する者又は指定期間の始期ま
でに取得できる者が確保できること。
- イ 施設内の森林や歩道等の除草又は支障木の伐採等に従事す
る者は、刈り払い機及びチェーンソーの安全衛生教育研修等
の受講者又は指定期間の始期までに受講できる者であること。
- 7 指定管理者候補者の選定に係る選定基準
- (1) 住民の平等な利用の確保
- (2) 公の施設の効用を最大限に発揮する事業計画
- (3) 経費の縮減
- (4) 事業計画を着実に実施するための管理運営能力
- (5) 地域への貢献等
- 8 指定管理者候補者の選定方法
提出された指定管理者指定申請書及び宮崎県川南遊学の森指定
管理者募集要領（以下「募集要領」という。）で定める書類等に
より申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県環境森林
部指定管理者候補者選定委員会が審査を行い、指定管理者候補者
を選定するものとする。
- 9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間
- (1) 配布場所及び請求先 宮崎県環境森林部自然環境課豊かな森
林づくり担当 宮崎県宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号 郵便番号
880-8501 電話番号0985(26)7159
- (2) 配布期間 平成20年7月9日から平成20年9月10日まで（土
曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時
15分まで
- 10 募集説明会の開催場所及び開催日時
- (1) 開催場所 宮崎県川南遊学の森 宮崎県児湯郡川南町大字川
南字村上 26689番地
- (2) 開催日時 平成20年7月25日 午前10時から12時まで
- 11 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間
- (1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を

添付し、提出先に持参又は送付（郵便にあっては、書留郵便に限る。）により提出すること。

- (2) 提出期間 平成20年8月11日から平成20年9月10日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

12 指定管理者指定申請書等の提出先及び問い合わせ先

宮崎県環境森林部自然環境課豊かな森林づくり担当 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7159

13 その他

この募集に関する詳細は、募集要領による。

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2の規定により、宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森及び宮崎県諸県県有林共に学ぶ森の指定管理者の指定の申請の手続について次のとおり公表する。

平成20年7月9日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的次に掲げる公の施設の管理は、指定管理者に指定された一の法人その他の団体がこれらの施設を一体として行うものとする。

名 称	所 在 地	設 置 目 的
宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森	宮崎県小林市大字細野字山中之前5739番地14	県民の森林レクリエーション、保健休養並びに森林及び林業とのふれあいの場を提供することを目的とする。
宮崎県諸県県有林共に学ぶ森	宮崎市高岡町紙屋字赤木9番地1	森林とのふれあいの場を提供するとともに、森林の機能及び林業の役割を研修することを目的とする。

2 指定期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でない認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

3 指定管理者の業務

- 宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森及び宮崎県諸県県有林共に学ぶ森（以下「県民ふれあいの森及び共に学ぶ森」という。）の施設の利用に関する業務
- 県民ふれあいの森及び共に学ぶ森の施設の維持及び保全に関する業務
- 森林及び林業に関する知識習得や自然とのふれあいのための研修に関する業務
- その他上記に付随する業務

4 指定管理者が行う管理の基準

公の施設に関する条例第10条の4、宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森管理規則（平成17年宮崎県規則第83号）第14条及び宮崎県諸県県有林共に学ぶ森管理規則（平成17年宮崎県規則第84号）第12条に規定する管理の基準による。

5 指定管理者の指定方法

知事は、申請のあったものの中から、指定管理者候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

6 指定管理者指定の申請に必要な資格

- 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は設置しようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- 法人にあっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
- 宮崎県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る競争入札において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
- 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けた事実がある者には、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。
- 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者には、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者又はその暴力団の関係者と密接な関係を有する者がいないこと。
- 国税及び地方税の滞納がないこと。
- 次の条件を満たすことができること。

ア 宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森において、無料施設部分と有料のオートキャンプ場を一体的及び適切で安全に管理運営するための総括責任者が常勤できること。

イ 「宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森管理運営業務仕様書」及び「宮崎県諸県県有林共に学ぶ森管理運営業務仕様書」に掲げる管理運営に必要な免許等を有する組織・人員体制を指定管理の始期までに確保できること。

7 指定管理者候補者の選定に係る審査基準

- 住民の平等な利用の確保
- 公の施設の効用を最大限に発揮する事業計画
- 経費の縮減
- 事業計画を着実に実施するための管理運営能力
- 地域への貢献等

8 指定管理者候補者の選定方法

提出された指定管理者指定申請書及び宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森及び諸県県有林共に学ぶ森指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県環境森林部指定管理者候補者選定委員会が審査を行い、指定管理者候補者を選定するものとする。

9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間

- 配布場所及び請求先 宮崎県環境森林部森林整備課営林担当 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7160
- 配布期間 平成20年7月9日から平成20年9月10日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

10 募集説明会の開催日時、開催場所及び集合場所

- (1) 宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森
 ア 開催日時 平成20年7月29日 午前10時から12時まで
 イ 開催場所 宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森
 宮崎県小林市大字細野山中之前5739番地14
 ウ 集合場所 第1ゲート前
- (2) 宮崎県諸県県有林共に学ぶ森
 ア 開催日時 平成20年7月29日 午後2時から4時まで
 イ 開催場所 宮崎県諸県県有林共に学ぶ森
 宮崎県宮崎市高岡町紙屋字赤木9番地1
 ウ 集合場所 多目的管理棟前
- 11 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間
 (1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付（郵便にあっては、書留郵便に限る。）により提出すること。
 (2) 提出期間 平成20年8月11日から平成20年9月10日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- 12 指定管理者指定申請書等の提出先及び問い合わせ先
 宮崎県環境森林部森林整備課営林担当 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7160
- 13 その他
 この募集に関する詳細は、募集要領による。

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2の規定により、宮崎県機械技術センターの指定管理者の指定の申請の手続について次のとおり公表する。

平成20年7月9日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的
 (1) 名称 宮崎県機械技術センター
 (2) 所在地 宮崎県延岡市大武町39番地82
 (3) 設置目的 機械技術センター内における機械設備の利用施設並びに機械金属工業に関する知識及び技術の修得施設
- 2 指定期間
 平成21年4月1日から平成26年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でない認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。
- 3 指定管理者の業務
 (1) 機械設備の利用に関する業務
 (2) 施設（附属設備を含む。）及び機械設備の維持及び保全に関する業務
 (3) 機械金属工業に係る知識及び技術の修得に関する業務
 (4) 材料試験及び検査測定に関する業務
 (5) 使用料及び手数料の徴収に関する業務
 (6) (1)から(5)までの業務に付随する業務
- 4 指定管理者が行う管理の基準
 公の施設に関する条例第10条の4及び宮崎県機械技術センター管理規則（平成17年宮崎県規則第77号）第13条に規定する管理の基準による。
- 5 指定管理者の指定方法
 知事は、申請のあったものの中から、指定管理者候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。
- 6 指定管理者の指定の申請に必要な資格
 (1) 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は設置しようとす

- る法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
 (2) 法人にあっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
 (3) 宮崎県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る競争入札において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
 (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けた事実がある者において、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。
 (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者において、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
 (6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
 (7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者又はその暴力団の関係者と密接な関係を有する者がいないこと。
 (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- 7 指定管理者候補者の選定に係る審査基準
 (1) 住民の平等な利用が確保されること。
 (2) 事業計画書の内容が、宮崎県機械技術センターの効用を最大限に発揮するものであること。
 (3) 事業計画書の内容が、管理運営に係る経費の縮減を図るものであること。
 (4) 事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。
 (5) 事業計画書の内容が、地域への貢献等に配慮したものであること。
- 8 指定管理者候補者の選定方法
 提出された指定管理者指定申請書及び宮崎県機械技術センター指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県機械技術センター指定管理者候補者選定委員会が審査を行い、指定管理者候補者を選定するものとする。
- 9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間
 (1) 配布場所及び請求先 宮崎県商工観光労働部工業支援課技術支援担当 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7114
 (2) 配布期間 平成20年7月9日から平成20年9月17日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- 10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間
 (1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付（郵便にあっては、簡易書留郵便等の確実な方法に限る。）により提出すること。
 (2) 提出期間 平成20年8月27日から平成20年9月17日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- 11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問い合わせ先
 宮崎県商工観光労働部工業支援課技術支援担当 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)

7114

12 その他

この募集に関する詳細は、募集要領による。